四．被監査会社等の内訳 ａ．［略］ ｂ．「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。なお、令第８条の規定により負債の金額の合計額が1,000億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第９条第１号ロの規定により負債の金額の合計額が200億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。 基準売上高（令第９条第１号イの規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして第６条に規定するものを含む。以下同じ。）の額若しくは直近３年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を３で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。）が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。 ［ｃ．～ｉ．略］ 五．［略］	四．［同左］ ａ．［同左］ ｂ．「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。なお、令第８条の規定により負債の金額の合計額が1,000億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第９条第１号ロの規定により負債の金額の合計額が200億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。 基準売上高（令第９条第１号イの規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして第７条に規定するものを含む。以下同じ。）の額若しくは直近３年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を３で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。）が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。 ［ｃ．～ｉ．同左］ 五．［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第二条　公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　審判手続 ［第一節・第二節　略］ 第三節　審判手続における主張等及びその準備（第十九条―第三十一条の二） ［第四節～第六節　略］ 附則 （審判手続開始の決定） **第十五条**　法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。 ［一～四　略］ 五　最初の審判手続の期日及び場所 ２　審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。 一　被審人又はその代理人が審判手続の期日に出頭すべき旨 二　［略］	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　審判における主張等及びその準備（第十九条―第三十一条） ［第四節～第六節　同上］ 附則 （審判手続開始の決定） **第十五条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　第一回の審判の期日及び場所 ２　［同上］ 一　被審人又はその代理人が審判の期日に出頭すべき旨 二　［同上］